

新潟県条例第24号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

第1条 新潟県立職業能力開発校条例(昭和44年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第6条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第6条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県立自然科学館条例の一部改正)

第2条 新潟県立自然科学館条例(昭和56年新潟県条例第48号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前																													
<p>(入館料)</p> <p>第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個人</th> <th>団体(20人以上の場合に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(定期入館料)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定期入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	(略)	(略)			区 分	定期入館料	小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u>	(略)	<p>(入館料)</p> <p>第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個人</th> <th>団体(20人以上の場合に限る。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の前期課程の生徒</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(定期入館料)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定期入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童 中学校の生徒</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	小学校の児童 中学校の生徒	(略)	(略)	中等教育学校の前期課程の生徒			(略)			区 分	定期入館料	小学校の児童 中学校の生徒	(略)
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)																												
小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	(略)																												
(略)																														
区 分	定期入館料																													
小学校の児童 中学校の生徒 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u>	(略)																													
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)																												
小学校の児童 中学校の生徒	(略)	(略)																												
中等教育学校の前期課程の生徒																														
(略)																														
区 分	定期入館料																													
小学校の児童 中学校の生徒	(略)																													

中等教育学校の前期課程の生徒 (略)		中等教育学校の前期課程の生徒 (略)	
(プラネタリウム観覧料)		(プラネタリウム観覧料)	
第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。		第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。	
区 分	観 覧 料	区 分	観 覧 料
小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒 (略)	(略)	小学校の児童 中学校の生徒 中等教育学校の前期課程の生徒 (略)	(略)

(新潟県都市公園条例の一部改正)

第3条 新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2 (第10条関係) (1)～(8) (略) 備考 1～10 (略) 11 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、 <u>義務教育学校の児童及び生徒</u> 、 <u>小学校の児童並びに</u> 学齢に達しない者をいうものとする。 12～16 (略) 17 児童等とは、 <u>小学校の児童、義務教育学校の児童及び生徒並びに</u> 中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒をいうものとする。 18 高校生等とは、高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及び15歳以上18歳未満の者(中学校、 <u>義務教育学校の後期課程</u> 、高等学校又は中等教育学校の生徒を除く。)をいうものとする。	別表第2 (第10条関係) (1)～(8) (略) 備考 1～10 (略) 11 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、 <u>小学校の児童及び</u> 学齢に達しない者をいうものとする。 12～16 (略) 17 児童等とは、 <u>小学校の児童及び</u> 中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒をいうものとする。 18 高校生等とは、高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及び15歳以上18歳未満の者(中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒を除く。)をいうものとする。

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

第4条 新潟県立近代美術館条例(平成5年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
別表第1 (第3条関係) <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">区 分</td> <td colspan="4">観 覧 料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常 設 展</td> <td colspan="2">所 蔵 品 展</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体 (20人以上の団体に限</td> <td>個人</td> <td>団体 (20人以上の団体に限</td> </tr> </table>	区 分	観 覧 料				常 設 展		所 蔵 品 展		個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限	別表第1 (第3条関係) <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">区 分</td> <td colspan="4">観 覧 料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常 設 展</td> <td colspan="2">所 蔵 品 展</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体 (20人以上の団体に限</td> <td>個人</td> <td>団体 (20人以上の団体に限</td> </tr> </table>	区 分	観 覧 料				常 設 展		所 蔵 品 展		個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限
区 分		観 覧 料																									
		常 設 展		所 蔵 品 展																							
	個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限																							
区 分	観 覧 料																										
	常 設 展		所 蔵 品 展																								
	個人	団体 (20人以上の団体に限	個人	団体 (20人以上の団体に限																							

		る。)		る。)			る。)		る。)
(略)					(略)				
その他 (学齢に 達しない 者並びに 小学校、 中学校、 <u>義務教育 学校</u> 、中 等教育学 校の前期 課程並び に特別支 援学校の 小学部及 び中学部 の児童及 び生徒を 除く。)	(略)				その他 (学齢に 達しない 者並びに 小学校、 中学校、 中等教育 学校の前 期課程並 びに特別 支援学校 の小学部 及び中学 部の児童 及び生徒 を除く。)	(略)			

(新潟県障害者交流センター条例の一部改正)

第5条 新潟県障害者交流センター条例（平成9年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第7条、第9条関係）				別表第2（第7条、第9条関係）			
施 設	使用方法	区 分		施 設	使用方法	区 分	
体育館	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	体育館	個人使用	小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)				(略)			
温水プール	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務	(略)	温水プール	個人使用	小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)

		教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒					
		(略)				(略)	
	(略)				(略)		
トレーニングルーム	個人使用	中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)	トレーニングルーム	個人使用	中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	(略)
		(略)				(略)	
		その他の者（小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び学齢に達しない者を除く。）	(略)			その他の者（小学校の児童及び学齢に達しない者を除く。）	(略)
	(略)				(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

(新潟県立歴史博物館条例の一部改正)

第6条 新潟県立歴史博物館条例（平成12年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
区 分	観 覧 料		区 分	観 覧 料	
	個人	団体（20人以上の団体に限る。）		個人	団体（20人以上の団体に限る。）
(略)			(略)		
その他（学齢に達しない者並びに小学校、 <u>中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。</u> ）	(略)		その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）	(略)	

(新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部改正)

第7条 新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用の承認等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 施設等のうち別表第1に定めるものを使用することができる者は、15歳以上の者（中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）とする。</p> <p>別表第1（第8条、第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、15歳以上の者（中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「障害者等」とは、15歳以上の者（中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用の承認等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 施設等のうち別表第1に定めるものを使用することができる者は、15歳以上の者（中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）とする。</p> <p>別表第1（第8条、第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、15歳以上の者（中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「障害者等」とは、15歳以上の者（中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。